令和８年７月２１日

審査対象議員に対する措置内容の相違に関する理由書

黒部市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、令和８年６月 23 日付「政治倫理審査会報告書」（以下「本報告書」という。）において、審査対象議員８名（木島信秋、高野早苗、中野得雄、家敷誠貴、成川正幸、柴沢太郎、新村文幸、松倉孝暁の各議員。以下「対象議員」という。）の言動が黒部市議会議員政治倫理条例（以下「本条例」という。）第3条第 7 号のハラスメントに該当すると認定した。この報告を受け、柳田議長に対し、対象議員のうち７名（木島、高野、中野、家敷、成川、柴沢、新村の各議員）から令和８年７月 10 日付で、松倉議員からも同日付で、それぞれ弁明書が提出され、７月 13 日付で受理した。

7名の議員からの弁明書は、本報告書が認定した内容（面談状況や言動内容等）に対する具体的な反論を欠き、審査請求時の署名簿の適法性や審査会の構成等、本報告書の結論とは別個の事項に関する主張に終始しており、審査対象議員自身の言動についての弁明としての実質を伴わない内容であった。

一方、松倉議員の弁明書は、調査要求そのものの適法性については見解を異にするものの、政治活動における行動内容に行き過ぎの面があったとすれば真摯に受け止める旨を明示的に述べ、市議会議員としての責務を誠実に果たす旨を誓約するなど、自らの今後の政治家としての在り方について、一定の反省の意を示すとともに、今後の真摯な政治活動に期待したい内容となっているため、「弁明書」として受理することとした。

このように、双方から提出のあった弁明書は、本報告書が認定した事実及び自らの言動に対する反省の有無という点において、内容上明確な相違が認められ、措置の量定に当たり、対象者本人による反省の表明の有無・程度という客観的な事情を考慮することは、合理的な裁量の範囲内であり、同一の非違事実を対象としていることをもって、機械的に同一の措置を科すものではないと判断した。

また、6 月 23 日に黒部市議会議員政治臨審査会報告書内に措置（案）として２点具申のあったうち、「①厳重警告等」については、厳重注意訓告を行うこととしたものの、新村議員においては今回の一連の事態の期間中を含め、長期入院療養中であり、実質的な行動を伴っていない。そして、もう１点の**「②副議長・委員長等の役職辞任勧告」については、円滑な議会運営の必要性と市民の負託を議会として果たすためには、どうしても、この議員各位の知見と経験が必要不可欠であることから、見送ることとした。よって、以下のとおり措置をとる。**

措置内容	対象者数	対象
１　口頭での厳重注意	１名	松倉孝暁
２　文書による 厳重注意訓告	６名	木島信秋・高野早苗・中野得雄・家敷誠貴 成川正幸・柴沢太郎
３　措置無し	１名	新村文幸

黒部市議会
議長　柳田　守